



政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して書換え又は再交付の申請をする場合にあつては、一千八百五十円）の手数料を納付しなければならない。  
前二項の手数料は、告示で定める様式による手数料納付書に収入印紙を貼つて納付するものとする。

（船体及び排水設備の材料に関する船舶区画規程の適用）  
第八条の二 船体及び排水設備の材料について昭和二十七年運輸省令第九十七号）の定めるところによる。

第三章 船体の強度を保持するための構造

第一節 船体の縦強度

（船体の縦強度）  
第九条 船体は、これに作用する縦曲げモーメントに対し告示で定める曲げ強度を有するものでなければならない。ただし、管海官庁が船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2 船体は、これに作用する縦せん断力に対して告示で定めるせん断度を有するものでなければならない。ただし、Lが九十未満の船舶については、この限りでない。

3 前二項の強度を保持するために配置する部材は、船体が全体にわたって強度を連続して有することとなるよう配置しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、船体の縦強度に関し必要な事項は、告示で定める。

## 第二節 外板

第十条 外板は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。  
一 これに作用する波浪による荷重その他の荷重に対し告示で定める強度を有するものであること。  
二 告示で定める措置を講ずることにより、船体の全体にわたって前号の強度を連続して有するものであること。  
外板に開口を設ける場合には、告示で定める措置を講ずることにより、開口の周囲に過剰な応力集中を生じさせないようにしなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、外板の腐しよくが生じやすい箇所の強度その他の外板に関する事項は、告示で定める。

## 第三節 甲板

（甲板）  
第十一條 甲板は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。ただし、管海官庁が船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

一 甲板口の部分を除き、船側から船側まで（船樓甲板にあつては船樓外板から船樓外板まで、甲板室の上部の甲板にあつては甲板室側壁から甲板室側壁まで）達するものである。

（船樓甲板にあつては船樓外板から船樓外板まで、甲板室の上部の甲板にあつては甲板室側壁から甲板室側壁まで）達するものである。

二 これに作用する甲板荷重に対し告示で定める強度を有するものであること。

三 全体にわたつて前号の強度を連続して有するものであること。

四 船体の縦強度を保持するための甲板にハッチその他の甲板口を設ける場合には、告示で定める措置を講ずることにより、甲板口の周囲に過剩な応力集中を生じさせないようにしなければならない。

五 組立フロア（船底構造を縦式構造とする場合に限る。）  
六 縦通フレーム（船底構造を横式構造とする場合に限る。）

七 組立フロアは、次に掲げるところにより設けなければならない。

一 中央部の二分の一の間においては、連続した構造とし、できる限り船首尾に向けて延長して設けること。

二 告示で定める強度を有するものとすること。

三 燃料油、清水又は水バラストを積む箇所においては、船舶の復原性を保持するため、告示で定める要件に適合する構造とすること（管海官庁が船舶の構造を考慮して差し支えないと認める場合を除く。）。

四 側ガーダは、次に掲げるところにより設けなければならない。

一 中央部の二分の一の間においては、中央線ガーダと船側との間に告示で定める間隔で設けること。

二 船首隔壁と告示で定める箇所との間においては、船側と船側との間に告示で定める間隔で設けること。

三 できる限り船首尾に向けて延長して設けること。

四 告示で定める強度を有するものとすること。

一 船側外板を有効に防撓するため船側縫合を設けること。

二 横置フレームを有効に支持するため船側縫合を設けること。

三 式構造とする場合における片持ビームの支持の告示で定める心距で実体フロアの位置に設けること。

四 前二項に規定するもののほか、船側構造を横式構造とする場合における片持ビームの支持の告示で定める心距で実体フロアの位置に設けること。

方法その他の船側構造に關し必要な事項は、告示で定める。

## 第五節 船底構造

（二重底構造とする場合における船底構造）  
第十三条 船底構造は、船体の縦強度を増すため、なるべく、連続した二重底構造としなければならない。

一 船底構造は、これを二重底構造とする場合には、次に掲げる部材により構成されるものなければならない。

二 船底構造は、これに作用する甲板荷重に対し告示で定める強度を有するものであること。

三 内底板は、これに作用する貨物による荷重それに支持するため、告示で定める強度を有するものとすること。

四 内底板は、これに作用する貨物による荷重それに設けること。

五 組立フロアを設けない横置フレームの位置に設けること。

六 組立フロアは、次に掲げるところにより設けなければならない。

一 中央部の二分の一の間においては、連続した構造とし、できる限り船首尾に向けて延長して設けること。

二 内底板を有効に支持するため、告示で定められた強度を有するものとすること。

三 縦通フレームは、次に掲げるところにより設けなければならない。

一 内底板の下部及び船底外板の上部に告示で定める心距で設けること。

二 内底板及び船底外板を有効に防撓するため、告示で定める強度を有するものとすること。

三 縦通フレームは、次に掲げるところにより設けなければならない。

一 中央部の二分の一の間においては、中央線ガーダと船側との間に告示で定める間隔で設けること。

二 船首隔壁と告示で定める箇所との間においては、船側と船側との間に告示で定める間隔で設けること。

三 できる限り船首尾に向けて延長して設けること。

四 告示で定める強度を有するものとすること。

一 船側外板を有効に防撓するため告示で定める强度を有する船側縫合フレームを告示で定める心距で設けること。

二 船側縫合フレームを有効に支持するため告示で定める强度を有する横置特設フレームを告示で定める心距で実体フロアの位置に設けること。

位置）、スラスト受台及びボイラ台の下部の位置、横置隔壁の下部の位置その他告示で定める位置に設けること。

二 船側構造を横式構造とする場合には、前号に掲げるところによるほか、告示で定める間隔で、横置フレームの位置に設けること。

三 船側構造を縦式構造とする場合には、第一号に掲げるところによるほか、告示で定める間隔で設けること。

四 船体の横強度を増し、かつ、内底板を有効に支持するため、告示で定める強度を有するものとすること。

五 内底板は、これに作用する貨物による荷重それに設けること。

六 内底板は、これに作用する貨物による荷重それに設けること。

七 組立フロアは、次に掲げるところにより設けなければならない。

一 実体フロアを設けない横置フレームの位置に設けること。

二 内底板を有効に支持するため、告示で定められた強度を有するものとすること。

三 縦通フレームは、次に掲げるところにより設けなければならない。

四 内底板は、これに作用する貨物による荷重それに設けること。

五 組立フロアを設けない横置フレームの位置に設けること。

六 組立フロアは、次に掲げるところにより設けなければならない。

七 内底板の下部及び船底外板の上部に告示で定める心距で設けること。

八 縦通フレームは、次に掲げるところにより設けなければならない。

九 横式構造と縦式構造との境界となる箇所及び船底構造が強度を連続して有することとなるように告示で定める措置を講じなければならない。

一 横式構造と縦式構造との境界となる箇所及び船底構造が強度を連続して有することとなるように告示で定める措置を講じなければならない。

二 内底板及び船底外板を有効に防撓するため、告示で定める強度を有するものとすること。

三 縦通フレームは、次に掲げるところにより設けなければならない。

四 主機室の横置フレームの位置（船底構造を縦式構造とする場合には、主機の下部以外の場所においては、一個おきの横置フレームの位置に設けること。

2 中心線キールソンは、次に掲げるところによ  
り設けなければならない。

一 桁板及び面材により構成されるものとし、  
できる限り船首尾に向けて延長して設けるこ  
と。

二 告示で定める強度を有するものとするこ  
と。

三 側キールソンは、次に掲げるところにより設  
けなければならない。

一 中央部Lの二分の一の間に告示で定める間  
隔で設けること。

二 桁板及び面材により構成されるものとし、  
できる限り船首尾に向けて延長して設けるこ  
と。

三 告示で定める強度を有するものとするこ  
と。

四 外板防撓材は、次に掲げるところにより設け  
なければならない。

一 中央部Lの五分の二の間ににおいては、中心  
線キールソンと側キールソンとの間に

二 船底外板を有効に防撓するものとするこ  
と。

三 実体フロアは、次に掲げるところにより設け  
なければならない。

一 船底構造を横置式構造とする場合には横置  
フレームの位置に、船底構造を縦式構造とす  
る場合には告示で定める心距で横置フレーム  
又は横置特設フレームの位置に設けること。

二 船体の横強度を増すため、告示で定める強  
度を有するものとすること。

三 縱通フレームは、次に掲げるところにより設  
けなければならない。

一 船底外板に告示で定める心距で設けるこ  
と。

二 船底外板を有効に防撓するため、告示で定  
められた方法その他の単底構造とする場合にお  
ける船底構造に関する必要な事項は、告示で定  
める。

(船底構造に関する船舶区画規程の適用)  
**第十五条** 船底構造については、この節の規定に  
よるほか、船舶区画規程の定めるところによ  
る。

## 第六節 甲板構造

(甲板構造)

**第十六条** 甲板構造を横式構造とする場合には、  
甲板を有効に防撓するため、告示で定める強度  
を有する横置ビームを横置フレームの位置に設  
けなければならない。この場合において、甲板を  
縱桁を設けるときは、横置ビームを有効に支持  
するため、下縁に面材を有する構造であり、か  
つ、告示で定める強度を有するものとしなけれ  
ばならない。

2 甲板構造を縦式構造とする場合には、甲板を  
有効に防撓するため、告示で定める強度を有す  
る縦通ビームを告示で定める心距で設けなけれ  
ばならない。この場合には、縦通ビームを有効  
に支持するため、下縁に面材を有する構造であ  
り、かつ、告示で定める強度を有する甲板横桁  
を、一層の甲板を有する船舶においては横置特  
設フレームの位置に、二層以上の甲板を有する  
船舶においてはなるべく横置特設フレームの位  
置に設けなければならない。

3 前項に規定するもののほか、船舶には、船首  
隔壁から船尾隔壁までの間に、Lの大きさの区  
分ごとに告示で定める個数の水密隔壁を、これ  
らの水密隔壁及び同項各号に掲げる水密隔壁の  
相互間の間隔がなるべく告示で定める間隔とな  
るように設けなければならない。ただし、管海  
官庁が船舶の構造、用途及び航行区域を考慮し  
て差し支えないと認める場合には、この限りで  
ない。

4 前項に規定するもののほか、横置ビーム及  
び縦通ビームを固着する方法その他の甲板構造  
に関し必要な事項は、告示で定める。

## 第七節 ピラー

(ピラー)

**第十七条** ピラーを設ける場合には、横置ビーム  
若しくは縦通ビーム又は甲板縫合若しくは甲板  
横桁を有効に支持するため、告示で定める強度  
を有するものを、これが支持する荷重を下部の  
部材に有効に伝達することとなるよう告示で  
定める位置に設けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、ピラーを固着す  
る方法その他のピラーに關し必要な事項は、告示  
で定める。

## 第八節 水密隔壁

(水密隔壁)

**第十八条** 船舶には、船体の横強度を保持するた  
め、次の各号に掲げる水密隔壁をそれぞれ当該  
各号に掲げる位置に設けなければならない。

1 船首隔壁 船首垂線(満載喫水線規則(昭  
和四十三年運輸省令第三十三号)第五条の船  
首垂線をいう。以下この号において同じ。)から船  
尾方向に告示で定める距離だけ離れた

位置(球状船首を有する船舶その他最小の型  
深さ(満載喫水線規則第三条の型深さをい  
う。)の八十五パーセントの位置における計  
画喫水線に平行な喫水線よりも下方のいずれ  
かの部分が船首垂線の前方にある船舶があ  
る)へ、告示で定める位置から船尾方向に告示  
で定める距離だけ離れた位置)

2 船尾隔壁 プロペラ孔よりも船首方向のい  
ずれかの位置

3 機関室隔壁 機関室の前端及び後端の位置  
(船尾に機関を有する船舶においては、機関  
室の前端の位置)

4 前項に規定するもののほか、船舶には、船首  
隔壁から船尾隔壁までの間に、Lの大きさの区  
分ごとに告示で定める個数の水密隔壁を、これ  
らの水密隔壁及び同項各号に掲げる水密隔壁の  
相互間の間隔がなるべく告示で定める間隔とな  
るように設けなければならない。ただし、管海  
官庁が船舶の構造、用途及び航行区域を考慮し  
て差し支えないと認める場合には、この限りで  
ない。

5 第一項及び第二項に規定する水密隔壁は、船  
首隔壁に階段部又は屈折部を設ける場合に  
は、第一項第一号に掲げる位置にこれらを設け  
なければならない。ただし、管海官庁が船舶の構  
造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと  
認める場合には、この限りでない。

6 第一項及び第二項に規定する水密隔壁は、船  
底外板又は内底板から上甲板(次に掲げる水密  
隔壁においては、上甲板の直上の甲板)まで達  
するものであり、かつ、これに作用する荷重に  
対して告示で定める強度を有するものでなければ  
ならない。ただし、上甲板と計画満載喫水線  
との間の甲板が船尾隔壁から船尾までの間にお  
いて水密である場合には、船尾隔壁は、当該甲  
板まで達するものでなければならない。

7 第一条第二項ただし書の規定により船体の  
主要部を構成する全通甲板のうち最上層のも  
の以外のものを上甲板とする船舶の船首隔壁  
の船の船首隔壁

8 告示で定める長さ以上の船首樓を有する船  
舶の船首隔壁

9 上甲板よりも下方に通ずる閉鎖されない開  
口を有する船首樓を有する船舶の船首隔壁

10 低船首樓の位置に設ける船首隔壁

11 低船尾樓の位置に設ける船尾隔壁

12 バウ・ドアを有する船舶の船首隔壁は、第一

項及び前二項の規定にかわらず、告示で定め  
るところによるものとする。

13 前各項に規定するもののほか、水密隔壁の階  
段部の構造その他の水密隔壁に関し必要な事項  
は、告示で定める。

(水密隔壁に関する船舶区画規程の適用)  
**第十九条** 水密隔壁については、この節の規定に  
よるほか、船舶区画規程の定めるところによ  
る。

**第九節 ディープタンク**

(ディープタンク)

**第二十条** ディープタンク(船体の一部を構成す  
るタンクであつて水、燃料油その他の液体を積  
載するために船倉内又は甲板間に設置されるも  
のをいう。以下この条、第六十三条及び第六十  
六条において同じ。)は、次に掲げる要件に適  
合するものでなければならない。

1 一頂板、側板及び底板は、これに作用する積  
載する液体による水圧その他の荷重に對して  
安全に作用するものとすること。

2 船舶の復原性を保持するため仕切隔壁を設  
ける場合には、告示で定める要件に適合する  
ものとすること。

3 水及び空気の滞留を防止するため、実体フ  
ロアその他のディープタンクを構成する部材  
(頂板、側板及び底板を除く。)に有効な通水  
孔及び通気孔を設けること。

4 タンク内の通気を行ふため、告示で定める要件に適合する  
オーバーフロー管を設けること。

5 タンク内に過圧が生じるおそれがあるとし  
て告示で定める場合には、タンク内の過圧を  
防止するため、告示で定める要件に適合する  
オーバーフロー管を設けること。

6 前項に規定するもののほか、測深管の下部の  
底板の構造その他のディープタンクに関し必要  
な事項は、告示で定める。

7 第二十一條 船舶には、船首樓を設けなければ  
ならない。ただし、平水区域を航行区域とする船  
舶及び乾舷(満載喫水線規則第九条の乾舷をい  
う。第三十九条において同じ。)の大きさ又は  
船首高さ(満載喫水線規則第五十八条又は第六  
十五条の十二の船首高さをいう。)が航行区域  
の区分ごとに告示で定める値以上である船舶に  
ついては、この限りでない。

8 第二十二条 船樓端隔壁及び甲板室周壁は、これ  
に作用する波浪による荷重その他の荷重に對  
して告示で定める強度を有するものでなければ  
ならない。

9 第二十三条 船樓端隔壁及び甲板室周壁は、これ  
に作用する波浪による荷重その他の荷重に對  
して告示で定める強度を有するものでなければ  
ならない。





た船楼には、告示で定める要件に適合する船樓内の水を排出するための設備を設けなければならぬ。

**第五十五条** 前二条の規定にかかわらず、船内の告示で定める区域であつて固定式加圧水噴霧装置（船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第五条第五号の固定式加圧水噴霧装置をいう。第五十九条において同じ。）その他の大大量の水を噴射する固定式消火装置が設けられてゐる区域に設ける排水管）

（大量的水を噴射する固定式消火装置が設けられてゐる区域には、大量的水を速やかに直接船外に排出するための排水管を設けなければならぬ。

（放水口）

**第五十六条** 上甲板及び船樓甲板のブルワーケーには、告示で定める要件に適合する甲板上の水を速やかに放出するための放水口を設けなければならぬ。（排水設備に関する必要な事項）

**第五十七条** この節に規定するものほか、排水管、放水口その他の排水設備に関する必要な事項は、告示で定める。

## 第二節 排水装置

（ビルジ管装置及びバラスト管装置）

**第五十八条** 水密区画室（液体（水バラストを除く。）を積載する水密区画室を除く。以下この条において同じ。）には、次に掲げる要件に適合するビルジ管装置（水バラストを積載する区画室においては、バラスト管装置）を設けなければならない。ただし、管系に係らない弁又はコックによりビルジ又は水バラストを他の区画室に排水することができる場合及び管海官房が水密区画室の大きさ等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

一 船舶の横傾斜角が告示で定める値である場合において、水密区画室から有効にビルジ又は水バラストを排水することができるものである。

二 弁又はコックは、容易に近づくことができるものである。

（大量的水を噴射する固定式消火装置が設けられてゐる区域に設ける排水装置）

**第五十九条** 船内の告示で定める区域であつて固定式加圧水噴霧装置その他の大量的水を噴射する固定式消火装置が設けられているものには、

大量的水を速やかに直接船外に排出するため、告示で定める要件に適合する排水装置を設けなければならない。（船内ビルジだめ）

**第六十条** 船内ビルジだめ（告示で定めるものを除く。）の容積は、告示で定める値以上としなければならない。

**第六十一条** 船内の上甲板よりも下方の場所又は上甲板上の第一級閉鎖船樓若しくは第一級閉鎖甲板室の内部から船側外板を貫通する排出管には、海水が船内に流入することを防止するため、告示で定めるところにより、告示で定める要件に適合する自動不還弁を設けなければならぬ。

（放水口）

**第五十六条** 第一級閉鎖船樓以外の船樓の内部から船側外板を貫通する排出管には、自動不還弁を設けなければならない。

**第五十七条** 船側外板を貫通する位置が告示で定める位置よりも下方である排出管には、貫通部に不還弁を設けなければならない。ただし、第一項の排出管であつて貫通部に同項の自動不還弁を設けたもの及び厚さが告示で定める値以上の排出管については、この限りでない。

**第五十八条** 前三項に規定するもののほか、排出管に関する必要な事項は、告示で定める。

（排水装置に関する必要な事項）

**第六十二条** 排水装置については、この節の規定によるほか、船舶区画規程及び船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）の定めるところによる。

（排水装置に関する必要な事項）

**第六十三条** この節並びに船舶区画規程及び船舶機関規則に規定するもののほか、船の用途に応じて必要となる船体の構造について、告示で定める。

（排水装置に関する必要な事項）

**第六十四条** 防汚方法（船舶安全法施行規則第十一条第三項第三号の二の防汚方法をいう。）は、告示で定めるスズの含有率を超える有機スズ化合物又はシブトリンを使用したものであつてはならない。

（コファアダム）

**第六十五条** 清水タンクと燃料油等を積載するタンクとの間には、清水タンクへの燃料油等の混入を防止するため、コファアダムを設けなければならない。

（防食）

**第六十六条** ディープタンク、コファアダム及び容易に近づくことが困難な水密区画室には、告示で定める要件に適合する測深管又は内部の液量を計測するための装置を設けなければならない。ただし、管海官房が船舶の構造を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

（船舶の用途に応じて必要な船体の構造）

**第六十七条** この省令に規定するもののほか、船舶の用途に応じて必要となる船体の構造については、告示で定める。

（経過措置）

**第六十八条** この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

（施行期日）

（施行期日）

するものに限る。）内の腐食が生じやすい箇所には、告示で定める防食措置を講じなければならぬ。ただし、管海官房が当該ディープタンクに積載する原油の成分を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

**第六十九条** 防汚方法（船舶安全法施行規則第十一条第三項第三号の二の防汚方法をいう。）は、告示で定めるスズの含有率を超える有機スズ化合物又はシブトリンを使用したものであつてはならない。

（コファアダム）

**第六十条** 第一項の試験に合格した溶接工とみなす。

（防汚方法）

**第六十一条** （平成九年九月一七日運輸省令第十四号）抄

（施行期日）

**第六十二条** （平成一〇年六月三〇日運輸省令第十四号）抄

（施行期日）

**第六十三条** この省令は、平成十一年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）（平成一二年三月二二日運輸省令第九号）

**第六十四条** （平成一二年三月二二日運輸省令第三十九号）抄

（施行期日）

**第六十五条** この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第六十六条** この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

（附則）（平成一二年一月二九日運輸省令第三十九号）抄

（施行期日）

**第六十七条** この省令に規定するもののほか、船舶の用途に応じて必要となる船体の構造については、告示で定める。

（経過措置）

**第六十八条** この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

（附則）（平成一二年一月二九日運輸省令第三十九号）抄

（施行期日）

**第六十九条** この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

（附則）（平成一三年一〇月二三日国土交通省令第一三六号）抄

（施行期日）

**第七十条** この省令は、公布の日から施行する。

（附則）（平成一四年六月一五日国土交通省令第七五号）抄

（施行期日）

**第七十一条** この省令は、平成十四年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）

いては、この省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（施行日）

**第七十二条** 施行日以後主要な変更又は改造を行ふ現存船については、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官房の指示するところによること。

（施行日）

**第七十三条** 施行日の間に、告示で定めるところにより、管海官房の交付を受けている溶接工について、は、当該合格証明書の有効期間が満了するまでの間は、告示で定めるところにより、第六条第一項の試験に合格した溶接工とみなす。

（附則）（平成九年九月一七日運輸省令第十四号）抄

（施行期日）

**第七十四条** この省令は、平成十一年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）（平成一二年三月二二日運輸省令第九号）

**第七十五条** この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（附則）（平成一二年一月二九日運輸省令第三十九号）

**第七十六条** この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

（附則）（平成一三年一〇月二三日国土交通省令第一三六号）抄

（施行期日）

**第七十七条** この省令は、平成十四年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）（平成一四年六月一五日国土交通省令第七五号）抄

（施行期日）

**第七十八条** この省令は、平成十五年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）（平成一五年三月二二日運輸省令第三九号）

**第七十九条** この省令は、平成十六年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）（平成一六年三月二二日運輸省令第三九号）

**第八十条** この省令は、平成十七年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）（平成一七年三月二二日運輸省令第三九号）

**第八十一条** この省令は、平成十八年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）（平成一八年三月二二日運輸省令第三九号）

**第八十二条** この省令は、平成十九年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）（平成一九年三月二二日運輸省令第三九号）

**第八十三条** この省令は、平成二十一年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）（平成二一年三月二二日運輸省令第三九号）

**第八十四条** この省令は、平成二十二年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）（平成二二年三月二二日運輸省令第三九号）

（施行期日）

(船舶構造規則の一部改正に伴う経過措置)

**第十二条** 現存船については、第十二条の規定による改正後の船舶構造規則の規定にかかるらず、なお従前の例によることができる。

**附 則** (平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年七月一〇日国土交通省令第八二号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

**附 則** (平成二〇年一〇月二九日国土交通省令第八八号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十一年一月一日(以下「施行日」という)から施行する。

**附 則** (平成二三年一二月二八日国土交通省令第一一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年一月一日(以下「施行日」という)から施行する。

**附 則** (平成二五年一月一日国土交通省令第六二号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十五年一月一日(以下「施行日」という)から施行する。

**附 則** (平成二六年七月一日国土交通省令第四七号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十六年七月一日(以下「施行日」という)から施行する。

**附 則** (平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一六年一一月二四日国土交通省令第九五号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十七年一月一日(以下「施行日」という)から施行する。

**附 則** (平成一六年一一月二四日国土交通省令第六四四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十九年十二月三十日までの間は、新規則第六十五条第一項及び新構造規則第六十四条の規定は適用しない。

**附 則** (平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十七年一月一日(以下「施行日」という)から施行する。

**附 則** (平成一六年一一月二四日国土交通省令第六四四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、第八条の規定による改正後の船舶構造規則の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

**第八条** 現存船については、第八条の規定による改正後の船舶構造規則の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

2 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改

造を行うものについては、前項の規定にかかる

らず、管海官庁の指示するところによる。

**附 則** (平成一七年三月二八日国土交通省令第一九号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一七年三月二九日国土交通省令第一九号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二〇年一〇月二九日国土交通省令第八八号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十一年一月一日(以下「施行日」という)から施行する。

**附 則** (平成二三年一二月二八日国土交通省令第一一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年一月一日(以下「施行日」という)から施行する。

**附 則** (平成二五年一月一日国土交通省令第六二号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十五年一月一日(以下「施行日」という)から施行する。

**附 則** (平成二六年七月一日国土交通省令第四七号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十六年七月一日(以下「施行日」という)から施行する。

**附 則** (平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一六年一一月二四日国土交通省令第六四四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十七年一月一日(以下「施行日」という)から施行する。

**附 則** (平成一六年一一月二四日国土交通省令第六四四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

**附 則** (令和四年四月一日国土交通省令第四一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和五年一月一日(以下「施行日」という)から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現に現存船(施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶をいふ。以下同じ。)に使用されている有機スズ化合物を含む防汚方法については、これを引き続

き当該現存船に使用し、かつ、適切な被覆により有機スズ化合物が水中に浸出しないようにするための措置が講じられている場合に限り、第一条の規定による改正後の船舶安全法第一項及び第三条の規定による改正後の船舶構造規則(以下「新構造規則」という。)第六十五

条第一項及び第三条の規定による改正後の船舶構造規則(以下「新構造規則」という。)第六十五

六十五条第一項及び新構造規則第六十四条の規定にかかるらず、なお従前の例による。